

飯塚市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

新	旧
<p>(事務局)</p> <p>第 1 4 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、飯塚市市民協働部<u>地域振興課</u>に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p><u>この規約は、 年 月 日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第 1 4 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、飯塚市市民協働部<u>まちづくり推進課</u>に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>